

業務委託内容等

1 件名

文京アカデミースクエア制作業務委託

2 業務委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 業務内容

公益財団法人文京アカデミー（以下、「財団」という。）が発行する情報紙「文京アカデミースクエア」及び音声版「文京アカデミースクエア」の制作を行う。

詳細は以下のとおりとする。

(1) 情報紙「文京アカデミースクエア」（以下、「情報紙」という。）

① 発行回数

毎月1回（年間12回）

② 発行年月日（予定）

号	発行年月日（予定）
令和4年 5月号	令和4年 5月 5日
令和4年 6月号	令和4年 6月 5日
令和4年 7月号	令和4年 7月 5日
令和4年 8月号	令和4年 8月 5日
令和4年 9月号	令和4年 9月 5日
令和4年10月号	令和4年10月 5日
令和4年11月号	令和4年11月 5日
令和4年12月号	令和4年12月 5日
令和5年 1月号	令和5年 1月 5日
令和5年 2月号	令和5年 2月 5日
令和5年 3月号	令和5年 3月 5日
令和5年 4月号	令和5年 4月 5日

③ 発行部数

毎号100,000部（年間1,200,000部）

④ 規格

項目	内容
ページ数	8ページ（表裏両面）
印刷方法	オフセット

項 目	内 容
色 数	4色刷り
用紙サイズ	タブロイド判 (D4判)
と じ 方	左とじの見開きとする。
紙 質	上質紙 57kg程度
紙 色	白色
そ の 他	毎号財団納入10,000部のうち4,000部は第1面(表紙)を外側にして上下二つ折りにして納品すること。

⑤ 納入場所及び納入部数

納入場所	納入部数(予定)	特記事項
東京都文京区春日一丁目16番 21号 公益財団法人文京アカデミー	毎号 10,000部	文京シビックセンター 2階及び地下1階の事務所にそれぞれ納品すること。
財団が指定する東京都内約60か所程度の施設		指定する駅のラックへの配架及び前号残部の回収・廃棄を含む。
財団が指定する取材先		必要に応じ、財団が指定する。
財団が指定する新聞折込事業者	毎号 90,000部	

⑥ 原稿引渡し

文字原稿、写真、図表等は、別に定める原稿締切日(概ね発行日が属する月の2か月前の月の中旬頃)までに財団内の編集委員から受託者に渡すものとする。ただし、緊急に掲載等が決定した場合は、随時渡すものとする。

⑦ ファイルサーバーの設置

受託者は、原稿や校正紙等のデジタルデータを安全に受渡しできるよう、受託者及び財団のみがアクセスできる、専用のファイルサーバーを設置すること。

⑧ 制作業務

受託者は、情報紙の企画・構成等の立案、原稿作成、編集、レイアウト、イラスト作成、版下作成、校正、製版及び印刷(用紙の準備を含む。)等を以下のとおり行うこと。

ア 制作進行スケジュール表の作成

受託者は、情報紙の制作進行スケジュール表を作成し、少なくとも制作中の号の2号以上先まで提示すること。

ただし、年度当初は、契約締結後速やかに提示するものとする。

イ 企画・構成等の立案

受託者は情報紙の企画・構成等の立案を行い、月1回程度開催する財団内の編集委員及び受託者によって構成される広報部会に出席し、掲載記事の内容、デザイン等について適切に提案を行い、財団内の編集委員と協議すること。

また、上記広報部会のほか、必要に応じて財団内の編集委員と個別の打合せを行うこと。

ウ 取材・記事原稿作成

(ア) 情報紙に掲載する記事のうち取材が必要なものについては、財団内の編集委員と調整の上、取材及び写真撮影を行い、取材内容等を踏まえて原稿を作成すること。なお、取材及び原稿作成にあたっては、記事の内容に精通したライターが対応すること。

なお、取材を行う場合は事前に財団が取材先の承認を受けるものとし、財団が必要があると認める場合は、受託者が実施する取材に財団内の編集委員が同行する。

また、取材に要する経費（財団内の編集委員の交通費を除く。）については、別途契約を結ぶものとする。

(イ) 情報紙に掲載する記事のうち取材を行わないものについては、受託者は、財団との協議に基づき財団から提供された素材等をもとに原稿を作成すること。

なお、財団が実施する事業案内等に関する基本的な事項（日程、会場、内容、出演者、対象者、定員、費用、申込先、締切日、問い合わせ先等の事項）の原稿は、財団が用意して受託者に提供するものとする。

エ 編集・レイアウト

受託者は、情報紙全体について、財団と調整して編集及びレイアウトを行うとともに、記事の内容に適したイラスト、図表及び地図等の作成を行うこと。

なお、第1面（表紙）については、毎号ともレイアウト、インサート画像及び配色等の異なるデザインを2案以上作成し、財団に提案すること。

また、情報紙の編集を合理的に行うため、DTP（Desk Top Publishing）システムにより編集すること。

オ クイズの作成及び景品の用意

情報紙に読者向けクイズを年間2回掲載すること（7月、1月号の2回を予定）。

受託者は、クイズを掲載する号の情報紙掲載記事に関連したクイズ2案以上及び正解者10名程度に贈呈する景品（1品あたり2,000円程度）3案以上を2回目の文字校正原稿に合わせて財団に提出し、財団の決定を受けること。

受託者は、上記決定を受けた景品を、クイズを掲載する情報紙の発行日までに用意し、納品すること。

なお、景品の購入に要する一切の経費は、受託者の負担とする。

カ 校正

(ア) 校正の回数

校正は、文字校正 3 回及び色校正 1 回を行うこと。

(イ) 校正に要する日数

区 分	校正に要する日数
文字校正	3～4 日間程度（日曜日、土曜日及び祝休日を除く。）
色校正	2 日間程度（日曜日、土曜日及び祝休日を除く。）

(ウ) 校正に用いる原稿

校正時に受託者が用意する原稿は、PDF データ及びカラープリンターで印刷した紙原稿 10 部とする。なお、紙原稿のうち 3 部は、タブロイド判に裁断して貼り合わせ、上記④規格の「とじ方」に従ってとじた形式で提出すること。

(エ) その他

財団が校正を終了した紙原稿を受託者へ戻す際は、財団事務室内において財団担当者から受託者に対して、原則口頭で説明を行うものとする。ただし、色校正については、この限りでない。

なお、各校正時に原稿の差し替えや組み替え、イラストや図表等の変更を指示する場合もあるが、この場合も速やかに応じること。

キ 広告掲載

情報紙の各面に広告を掲載する。

広告のデータは広告掲載依頼者（以下、「広告主」という。）が作成することを原則とするが、広告主から原稿の制作・修正依頼があった場合は、その制作・修正作業は原則として広告主と受託者の間で直接行うものとする。

なお、新規制作・修正の依頼があった場合は、表現、デザイン等について財団が確認を行うための原稿を、財団担当者の求めに応じ、提示すること。

また、広告原稿の制作・修正経費については、受託者が広告主に直接請求するものとし、これらの請求に関し財団は一切の責を負わないものとする。

なお、本契約期間終了時には、年間掲載分として受託者が保持する全ての広告データ（PDF データ、Illustrator データ、Indesign データ及び Photoshop データ等）を財団に引き渡し、データの継続性が保てるよう配慮すること。

ク 印刷

校了後、納期に間に合うように印刷を行うこと。

ケ インターネット掲載用 PDF データ及び jpg データの作成

受託者は校了後すみやかに、情報紙のホームページ掲載用として広告部分

を隠した、PDFデータ及びj p gデータを作成し、納品すること。

データは、ウィンドウズ用とし、ウィンドウズ、マッキントッシュその他のOSでも同じく表示されるようにすること。

なお、PDFデータは情報紙の全面を一括して作成したものとし、j p gデータは、情報紙の第1面（表紙）のみ作成したものとする。

⑨ 納期

納期は次表のとおりとする。

ただし、令和5年1月号及び令和5年4月号の納期は別に指示する日とする。

区 分	納 期
財団事務室への納品分	1 発行日が属する月の前月末日とする。 2 1に掲げる日が日曜日、土曜日又は祝休日にあたるときは、直前の日曜日、土曜日及び祝休日ではない日とする。
新聞折込事業者への納品分	発行日の前日とする。
財団が指定する駅への納品分	1 発行日の前日とする。 2 1に掲げる日が日曜日、土曜日又は祝休日にあたるときは、直前の日曜日、土曜日及び祝休日ではない日とする。

(2) 音声版「文京アカデミースクエア」（以下、「音声版」という。）

① 制作回数

毎月1回（年間12回）

② 制作年月

号
令和4年 4月号
令和4年 5月号
令和4年 6月号
令和4年 7月号
令和4年 8月号
令和4年 9月号
令和4年10月号
令和4年11月号
令和4年12月号
令和5年 1月号
令和5年 2月号
令和5年 3月号

③ 制作枚数

デージー版CD 毎号20枚（年間240枚）

④ 規格

項目	内容
収録内容	情報紙掲載記事のうち、財団及び文京区の催しに関する記事（主として情報紙3頁から5頁まで並びに7頁及び8頁）について、ナレーターの声により音訳してデージー版CDに収録
デージーのバージョン	2.02
音声フォーマット	MP3 32kbps Mono
CD収納ケース	透明プラスチック製

⑤ 納入場所及び納入枚数

納入場所	納入枚数	特記事項
東京都文京区春日一丁目16番21号 公益財団法人文京アカデミー	20枚	文京シビックセンター2階の事務所に一括納品すること。

⑥ 制作業務

ア 音声読み上げ原稿の作成

受託者は、財団担当者の指示に基づき、音声読み上げ原稿を作成すること。
音声読み上げ原稿は、人名等にはルビを振ることとし、分量は文字数、9,000字程度とする。

なお、財団担当者は、情報紙掲載記事のうち、音訳を行う箇所を情報紙の紙面に朱字で表示することにより、音声読み上げ原稿作成の指示を行う。

イ 音声読み上げ原稿の校正

財団は、受託者が上記アにより作成した音声読み上げ原稿の校正を行い、受託者はその校正に基づき原稿の修正対応を行う。

ウ 録音

受託者は、上記校正後の音声読み上げ原稿に基づき、ナレーターによる読み上げを行い、録音を行うこと。

エ 録音立会い

財団担当者は上記ウの録音に立ち会うものとする。

財団担当者が録音に立ち会った際に読み直しを指示した際には、その指示に応じること。

オ デージー編集

録音した音源は、上記(2)④に定める規格のデージー編集を行うこと。

カ CD盤面への印字

CDの盤面に『文京アカデミー「スクエア」』の文字表記及び発行年月を印字すること。

キ ケースへの収納

CDは、上記(2)④に記載のケースに収納すること。

なお、ケースの表面には、『文京アカデミー「スクエア」』の文字及び発行年月を点字化して出力したシールを貼り付けること。

⑦ 納期

情報紙発行日（毎月5日）から起算して、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始の日（12月29日から1月3日までをいう。）を除き15日以内とする。

⑧ その他

4月号については、前年度の受託者が作成した、情報誌「文京アカデミースクエア」を基に音声版を作成すること。

4 損害賠償

受託者は、故意又は重過失により第三者又は財団に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償するものとする。また、財団が第三者に損害を賠償したときには、財団からの求償に応じるものとする。

ただし、地震、火災、疫病その他当事者の合理的支配を超える不可抗力により業務の全部又は一部が履行不能になった場合は、受託者の責任を免除する。

5 支払方法

支払いは月毎とし、音声版（当月号）及び情報紙（翌月号）の検査合格後、受託者の請求に基づき、受託者の指定する金融機関に口座振込の方法で支払うものとする。

6 その他

(1) 本契約に係る成果品の著作権については、第三者が著作権を有する部分を除き、財団に帰属するものとする。また、財団は受託者に対し事前の承認を得ることにより、財団が運営するホームページ及び財団が発行するメールマガジン等において、情報紙に掲載した原稿・写真等の素材を二次使用することができるものとする。

(2) 受託者は、第三者の著作権及び知的財産権等を侵害しないよう十分配慮すること。なお、万一侵害に関して疑義が生じた場合、財団は一切の責を負わないものとする。

(3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本契約以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得

た情報の漏えい、滅失、き損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- (4) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年度東京都条例第 215 号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (5) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (6) 本契約の履行にあたり、文京区個人情報の保護に関する条例（平成 5 年 3 月文京区条例第 6 号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行にあたり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成 15 年 6 月文京区規則第 50 号）を遵守すること。
- (8) 本契約の履行にあたり、アスベストを含有していない製品を納入すること。
- (9) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号）を遵守すること。
- (10) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (11) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（平成 29 年 3 月 14 日 28 文総総第 1311 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (12) 本仕様書の各項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、財団担当者との協議の上決定する。

7 連絡先

公益財団法人文京アカデミー 管理課 庶務係 担当 小林

Tel 03-5803-1102 Fax 03-5800-2230